**令和4年度長崎県強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修〕**

開　 催 　要 　項

|  |  |
| --- | --- |
| １．目的 | 行動障害を有する方のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する方は、自傷、他傷行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では、事業所での受け入れが消極的であることも多く、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されています。  一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送れることが知られています。  このため、強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施します。 |
| ２．主催 | 一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 （長崎県指定） |
| ３．開催日 | 【1回目】　令和4年10月　6日（木）～10月　7日（金）  【2回目】　令和4年10月20日（木）～10月21日（金）  【3回目】　令和4年10月27日（木）～10月28日（金）  ※研修は全ての回とも同じ内容です。いずれかの日程で決定されます。 |
| ４．研修形態 | 今年度実施する全てのプログラムについて、オンライン形式（Zoom）にて受講するものとします。  ※事前に日程を設定して接続確認と説明を行います。 |
| ５．受講定員及び対象者 | 定員：240名 【演習1回目】80名（10名の8グループ）  【演習2回目】80名（10名の8グループ）  【演習3回目】80名（10名の8グループ）  ※各回のグループ数と人数は変更になる可能性があります。  障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、行動障害を有する方の支援に携わっている者、あるいは今後携わる可能性のある者又は障害サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とすること。  特に、行動障害を有する方に対応する事業所のサービス管理責任者及びサービス管理責任者養成研修を受講しようとする方。 |
| ６．受講料 | 受　講　料 　：１５，０００円  （受講料のお支払い後の返金は致しませんのでご了承ください。） |
| ７．研修内容 | 別紙カリキュラムどおり |
| ８．受講手続 | 長崎県知的障がい者福祉協会のホームページ「研修情報・お知らせ」欄の「令和4年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者募集のお知らせ」に掲載の申込フォームにご入力の上、お申込みください。 |
| ９．申込・問い合わせ先 | 一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会  所在地：長崎県長崎市茂里町3番24号  TEL： 095-842-7007　　FAX： 095-842-7008 |
| １０．申込期限 | 令和4年8月22日（月）18：00〆切  ※申込期限を過ぎたものは一切受け付けません。また、申し込み後の受講者の変更もお受けできませんのでご注意下さい。 |
| １１．受講決定までの流れ | 1. 受講申込書の記載内容を確認後、申し込み受理通知を9月２日（金）に、郵送いたします。 2. 受講要件の書類ご提出・受講料入金の確認後、受講決定の通知を9月22日（木）に、申込み時にご入力いただいたメールアドレスへ配信いたします。 |
| １２．修了証書の交付 | 本研修を受講後、長崎県知的障がい者福祉協会のホームページに確認用のテストとアンケートが掲載されます。それぞれの回答書にご入力下さい。テストの合格者とアンケートの入力確認がとれた方は受講終了とし、修了証書を交付します。 |
| １３．個人情報の取り扱い | 受講申込書に記載された個人情報は、当研修の円滑な実施及び修了証書交付、受講管理の目的のみに利用させて頂きます。 |
| １４．その他 | ・本研修を受講された方のみ、実践研修を受講できます。  （本年度以前に基礎研修を受講されている方も、実践研修は受講できます。）  ・本研修を修了した方は、重度訪問介護従事者養成研修（行動障支  援課程）を修了したものとみなされます。  ・本研修及び実践研修を修了した方は、行動援護従業者養成研修を  修了したものとみなされます。  ・受講決定後、やむを得ず研修参加を取り消す場合は、速やかにご連絡ください。 |